

# 排出量取引制度におけるJABの活動について

2026年4月22日・4月26日  
公益財団法人 日本適合性認定協会

# 日本適合性認定協会（JAB） 概要



|          |  |
|----------|--|
| 名称       | 公益財団法人 日本適合性認定協会<br>Japan Accreditation Board (JAB)  |
| 所在地      | 東京都港区芝4丁目2-3 NMF芝ビル2階  |
| 設立年月日    | 1993年11月1日（2010年7月1日 公益法人に移行）  |
| 設立の経緯    | 日本工業標準調査会の答申に基づき、社団法人経済団体連合会の主導の下、35の産業団体から基本財産の出捐を受けて「財団法人日本品質システム審査登録認定協会」の名称で品質マネジメントシステム認証制度における認定機関として発足。1996年6月、環境マネジメントシステム審査登録機関・認証機関、試験所などの認定を事業に加え、名称を「財団法人日本適合性認定協会」に変更、2010年7月に公益法人制度改革関連3法に基づき「公益財団法人日本適合性認定協会」として新たに発足。  |
| 主管官庁     | 内閣府  |
| 公益目的事業   | 公1:適合性評価機関の認定、登録、認定結果の公表及び適合性評価機関により認証された適合組織の公表。外国の認定機関との相互承認並びに内外関係機関等との交流及び協力。それらのために必要となる調査・研究・開発・普及・啓発・研修活動。  |
| 事業の目的と内容 | 我が国における適合性評価制度及び適合性に係る諸外国との相互承認体制の確立と発展を図り、もって我が国産業経済の健全な発展と公正な経済活動を支えるとともに、安心・安全な社会基盤構築に寄与することを目的とする。<br>事業の範囲には適合性評価制度に係る下記の業務を含む。<br>(1)適合性評価機関の認定及び認定結果の公表<br>(2)国際及び国内の適合性評価に係る規格制改定への協力<br>(3)認定機関間の相互承認の推進、維持<br>(4)調査及び研究・開発<br>(5)普及及び啓発、研修<br>(6)内外関係機関等との交流及び協力<br>(7)制度利用者等への情報提供<br>(8)その他、この法人の目的を達成するために必要な業務 |

## 認定(accreditation)

適合性評価機関に関し、個別の適合性評価活動を行う能力、公平性及び一貫性のある運用を公式に実証したことを伝える第三者証明 (JIS Q 17000)

## 適合性評価機関 (conformity assessment body)

認定を除く、適合性評価活動を実施する機関 (JIS Q 17000)

## 認定の対象となる適合性評価機関と分野

マネジメントシステム

認証機関

要員認証機関

製品認証機関

妥当性確認・検証機関

品質 (QMS)

環境 (EMS)

労働安全

食品安全

農産物 (GAP)

水産物 (MEL)

温室効果ガス

妥当性確認・検証

ICAO CORSIA検証

試験所・校正機関

標準物質生産者

臨床検査室

検査機関

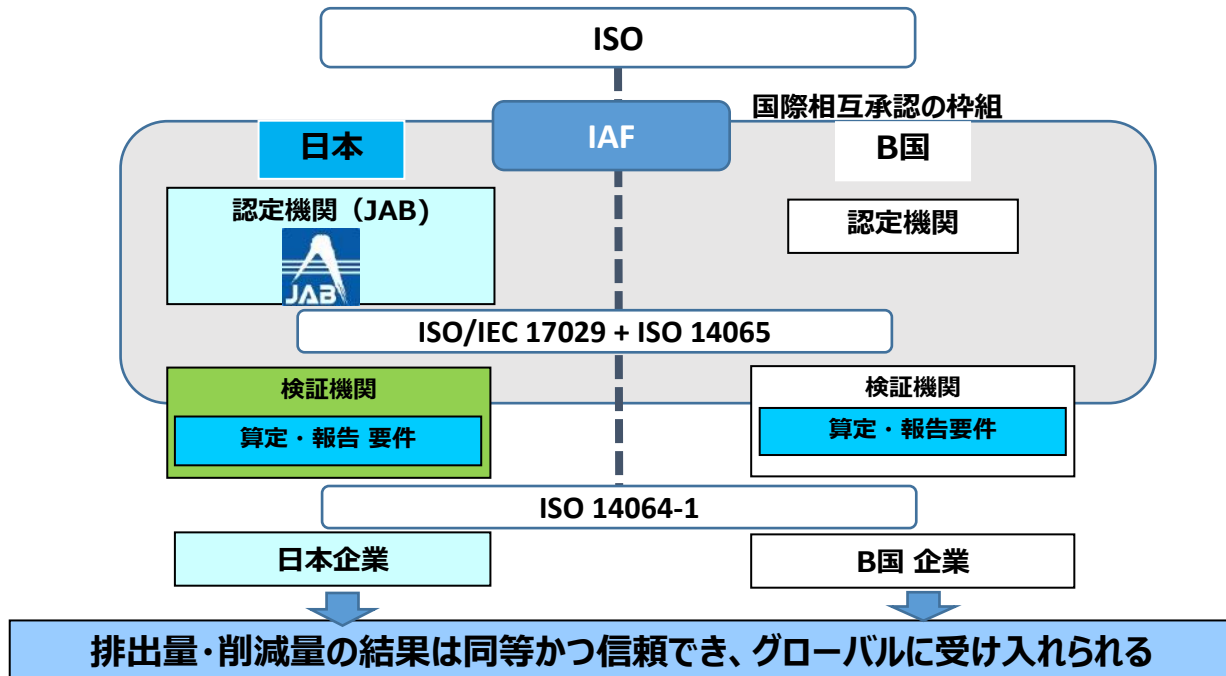
技能試験提供者

バイオバンク

機械・物理

食品衛生

GHG検証を提供中



国際相互承認は、検証機関の力量を決定する能力を通して、認定機関間の信頼性を高め、各国における検証結果の同等性（東京1トン＝北京1トン＝ロンドン1トン＝NY1トン）を確保する。制度における算定、モニタリング、検証の質を一定にし、日本企業が国内及び海外での企業活動において、排出量管理に国際的な不均衡が生まれないような仕組みをつくり、検証された排出量、削減量に対する信頼を提供している。特に、排出量取引制度の国際リンクにおいては、MRV（算定、報告、検証）の整合が必須となる。

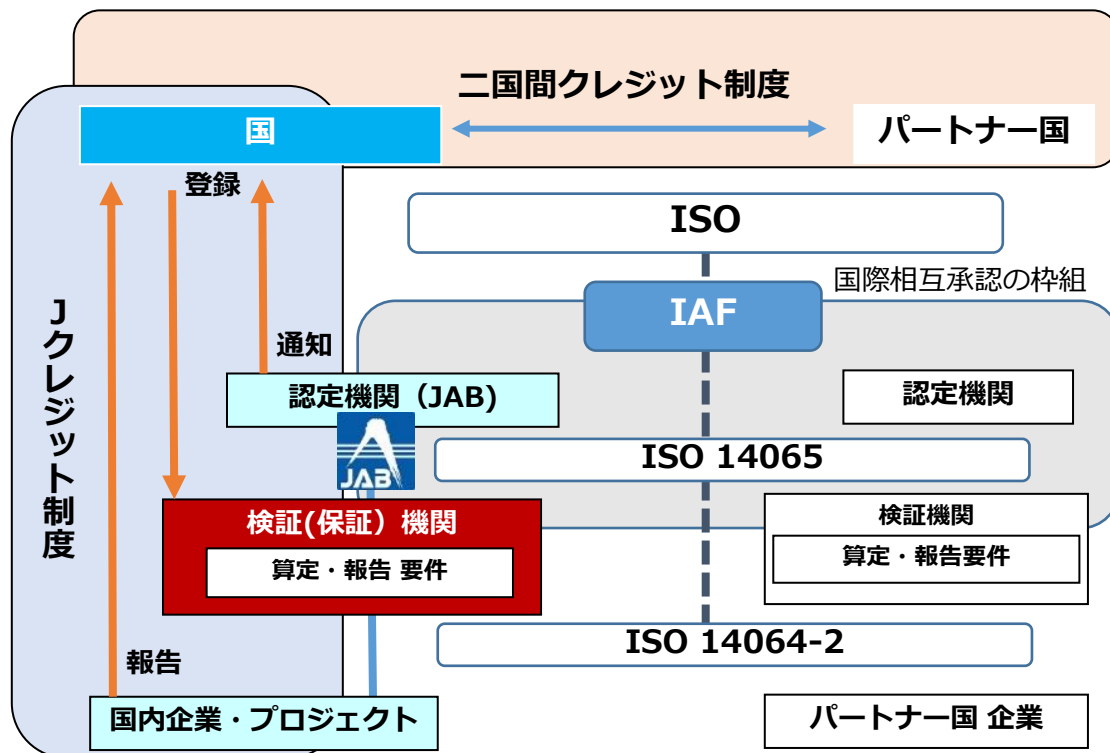
## 国の制度にGHG妥当性確認・検証が活用されている事例 ISO14064-2

### 二国間クレジット制度(JCM)

パリ協定6条に沿って実施されている国の制度。国際相互承認および認定認証の取組が活用されている

### Jクレジット制度

国のカーボンクレジット政策に民間の認定認証が活用されている事例  
認定機関・認証機関は、関連省庁を支援し、産業界とも連携しながら制度構築に貢献



Level 1: ISO/IEC 17011

Level 2: Validation and verification

Level 3: ISO/IEC 17029

Level 4: GHG Validation & Verification:  
ISO 14065, IAF MD 6,  
ICAO requirement(s) for verification  
ISO 14066, ISO 14064-3

Level 5: ICAO  
requirement(s) for  
measurement  
(quantification)

Level 5: ICAO  
requirement(s) for  
Carbon neutral  
offset program

認定機関に対する要求事項

妥当性確認・検証機関に対する要求事項

GHG 妥当性確認・検証

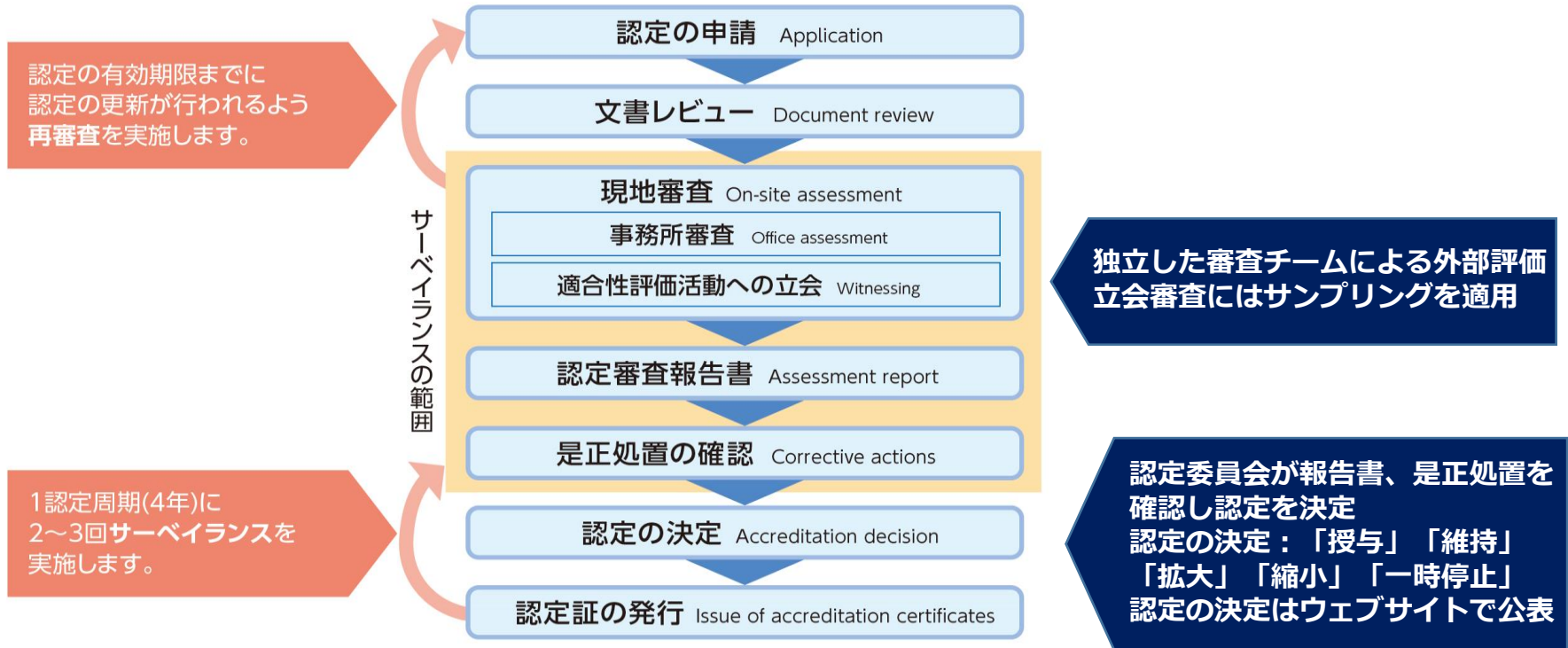
ICAO CORSIA制度の追加要件

- Annex 16 Volume IV – Standard and Recommend Practices (SARPs)
- Environmental Technical Manual (ETM) Volume IV – Guidance Material
- ICAO CORSIA Implementation elements and supporting document

航空会社によるモニタリング計画・  
排出量報告書に対する検証

ICAO CORSIA オフセットを含む  
カーボンニュートラル検証

## 認定プロセス（申請から初回認定・維持）



## 認定審査（サーベイランス）の概要（GHG検証の例）

|             |   |                  |    |                    |
|-------------|---|------------------|----|--------------------|
| 認定審査の種類及び目的 | * 認定審査の種類：第X 回サーベイランス<br>* 審査の目的：認定された温室効果ガスに対する妥当性確認・検証サービスを提供する能力が、引き続き認定された状態を維持していることを確信できること。  |                  |    |                    |
| 適用認定基準類     | ISO/IEC 17029:2019、ISO 14065:2020、ISO 14064-3:2019、ISO 14066:2023、IAF MD 6:2024 JAB 200:2024 第4版、JAB GR200:2025 第16 版、JAB N410:2021 第19 版 |                  |    |                    |
| 認定範囲        | ISO14064-1 8 電機・電子・産業機械 8-a 燃焼 8-b その他の排出 8-c 輸送  |                  |    |                    |
| 審査範囲        | 認定審査計画書 参照  |                  |    |                    |
| 実施日/場所      | 初回会議：2025年 x 月 xx 日 事務所審査、実地審査立会：表1-1 参照 終了会議：2025 年x 月 xx 日  |                  |    |                    |
| 認定審査チーム     | チームリーダー   | ooooo (GHG認定審査員) |    |                    |
|             | チームメンバー   | ooooo (GHG認定審査員) |    |                    |
|             | 技術専門家   | なし               |    |                    |
| 指摘件数        | 不適合事項   | 事務所              | 2件 | NC/CAR-101, 102 参照 |
|             |   | 立会               | 0件 |                    |
|             | 観察事項  | 事務所              | 1件 | OBS-101 参照         |
|             |   | 立会               | 0件 |                    |
| 最終会議との差異    | なし  |                  |    |                    |

### JAB 200（認定の手順）より 抜粋

#### 9. 認定の維持

本協会は、認定したCAB（GHG検証機関）が認定要求事項を継続的に満たしていることを監視及び評価する。これには、計画された定期的な審査（サーベイランス審査及び再審査）を含む。

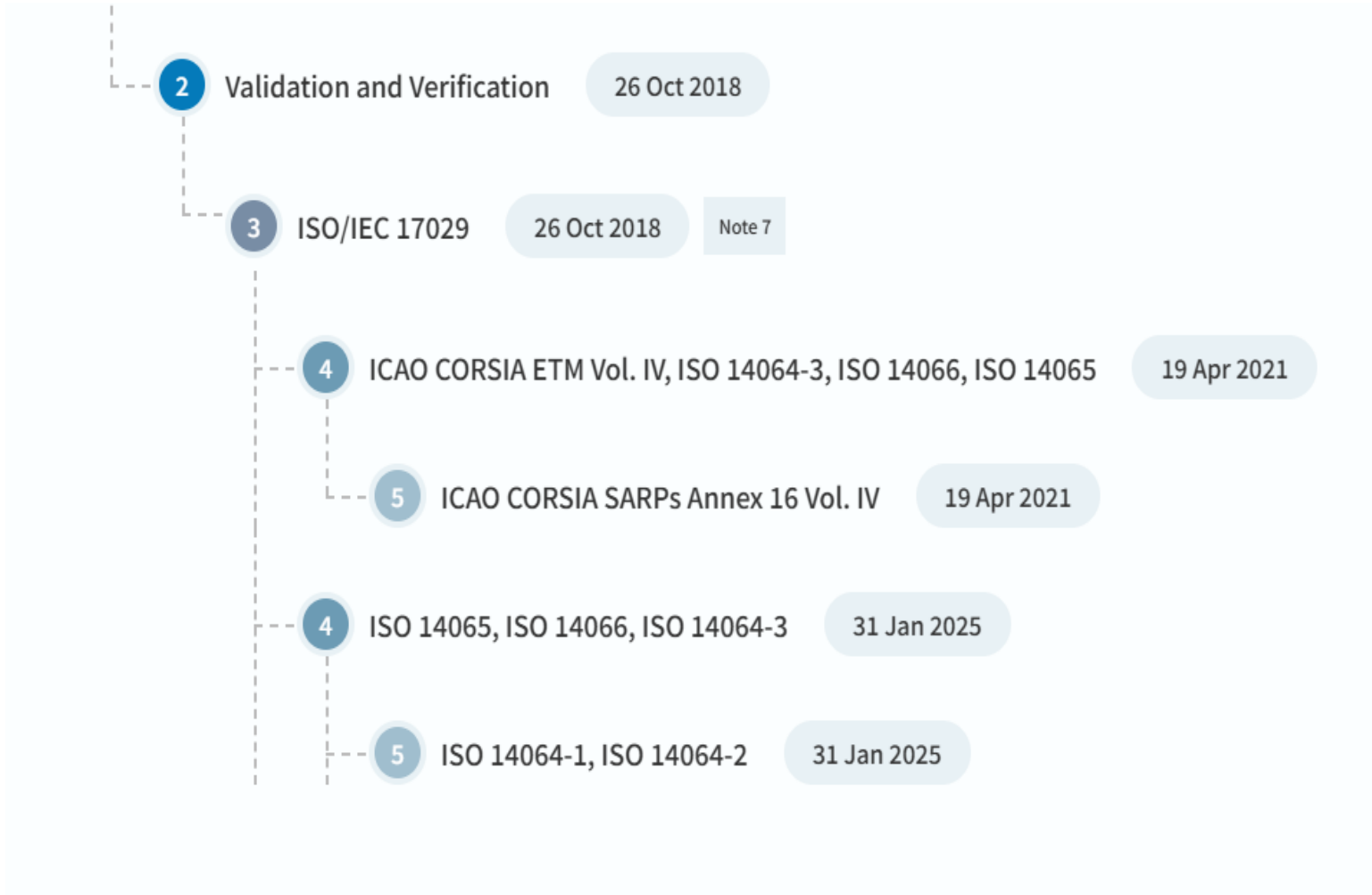
#### 9.1 認定審査プログラム

9.1.1 本協会は、初回認定授与の決定又は認定周期の更新の決定後に、当該CAB に対する、該当する場所における、認定の範囲を代表する適合性評価活動が認定周期中に審査されることを確実にするためのサーベイランス審査及び再審査を含む認定審査プログラムを作成する。

9.1.2 本協会は、CAB の認定範囲の適合性評価活動のサンプルを少なくとも2 年に1 回審査する。また、連続する現地審査の間隔は2 年を超えない。

## 教育、研修（GHG妥当性確認・検証の事例）

| 主催   | 概要   | 対象                                       |
|------|--|--|
| IAF  | ワークショップ（IESBA招致サステナビリティ保証・CBAM 2025年10月）<br>認定事例研究（伊 Accredia エシカル検証に対する認定 2024年3月）  | IAFメンバー<br>（認定機関・検証機関）                   |
| APAC | APACキャパシティビルディング研修<br>ISO14019 研修(2025年11月)<br>ISO/IEC 17029, ISO 14065, IAF MD 6 IAF ID 14 研修（今後の予定）<br>ICAO CORSIA カーボンニュートラル・SAF検証（今後の予定） | IAFの地域メンバーである<br>APACメンバー<br>（認定機関・検証機関） |
| JAB  | 研修会、説明会<br>ISO 規格/IAF 基準文書などの制改定について<br>IAF 基準文書、参考文書の翻訳、公表  | GHG妥当性確認・検証機関<br>GHG認定審査員                |
|      | 活動報告会(年2回実施)<br>IAF 総会・技術委員会決議などの翻訳、報告、公開  | GHG妥当性確認・検証機関<br>（検証審査員を含む）<br>GHG認定審査員  |
|      | 認定審査員力量管理プログラム<br>継続的力量評価  |  |



# ISO/IEC 17029・ISO 14065認定 国際相互承認に参加する認定機関：33



Recognised ABs

[Home](#) > [Recognised AB](#)



オーストリア、イタリア、アメリカ、ベルギー、チェコ、中国、フランス、ドイツ、デンマーク、ブルガリア、メキシコ、スペイン、ギリシャ、フィンランド、香港、ポルトガル、日本、インドネシア、ラトビア、ノルウェー、ハンガリー、韓国、タイ、ポーランド、ルーマニア、オランダ、スロベニア、スリランカ、スロヴァキア、スウェーデン、台湾、トルコ、英国以上、33エコノミー

- セクターに応じた専門知識とスキル（技量）を兼ね備えた力量がある。
- サンプルング計画に基づく妥当性確認・検証工数は適正で、計画通りに実施される。業務コストは適正である。
- 契約までのコミュニケーション、記録管理を含め、機密保持を適切に行える。
- 機関として公平性監視メカニズムが機能しており、常に顧客と検証チームとの公平性について定期的に評価を行っている。
- 重要な不実表示のリスクを評価する。
- 検証サービスの内容については、内部監査、マネジメントレビューなどを通して、定期的にレビュー、改善する仕組みができています。
- 検証に誤りがあった場合など、組織が不利益を被る場合を想定し、機関は、検証サービスに対する適切な保険（金額）をかける又は準備金を備えている。
- 組織が、検証結果に対し苦情、異議申し立てをしたい場合に、機関は、適切な手順をもっている。
- Global ACI (IAF)メンバーによる認定プログラムの下で、海外の機関と同等の能力をもっている機関による検証を、日本の機関から日本語で審査が受けられる。

以上のことができる能力のある検証機関として、認定審査を通して実証していただき、本協会は、その能力があることを評価し、認定を授与いたします。

# 認定基準類

## 一般認定基準

- JIS Q 17029:2022 (ISO/IEC 17029: 2019) 適合性評価—妥当性確認機関及び検証機関に対する一般原則及び要求事項
- JIS Q 14065: 2025 (ISO 14065:2020) 環境情報に関する妥当性確認及び検証を行う機関に対する一般原則及び要求事項
- JIS Q 14064-3: 2023 (ISO 14064-3:2019) 温室効果ガス 第3部—温室効果ガスに関する主張の妥当性確認及び検証のための仕様並びに手引—
- ISO 14066:2023 環境情報に関する妥当性確認及び検証を行うチームに対する力量の要求事項)  
※2026年度 JIS化予定
- IAF MD6:2024 Issue 3: IAF Mandatory Document for the Application of ISO 14065:2020 (ISO 14065:2020の適用のための基準)
- JIS Q 14064-1:2023 温室効果ガス—第1部：組織における温室効果ガスの排出量及び吸収量の定量化及び報告のための仕様及び手引
- JIS Q 14064-2:2024 温室効果ガス—第2部：プロジェクトにおける温室効果ガスの排出量の削減又は吸収量の増加の定量化、モニタリング及び報告のための仕様及び手引

## 認定の手順

### JAB 200:2024 認定マニュアル

<https://www.jab.or.jp/files/items/common/File/JAB2002024V3.pdf>

### GR200:2026 温室効果ガス妥当性確認・検証機関の認定の手順

[https://www.jab.or.jp/cms/uploads/GR2002026V17\\_bd31d4fe45.pdf](https://www.jab.or.jp/cms/uploads/GR2002026V17_bd31d4fe45.pdf)

この文書は、公益財団法人日本適合性認定協会が行う全ての適合性評価機関の認定活動に適用する。

## 4. 一般

4.1 言語 本協会が認定審査を含む認定プロセスで使用する言語は、原則として日本語とする。

## 4.2 認定の申請

4.2.1 本協会に認定を申請する CAB は、次の条件を満たしていなければならない。

- a) 認定を希望する適合性評価活動に法的責任を負うことができる法人又は法人の一部である。
- b) 認定を希望する適合性評価活動を行う本部又は主たる事務所が日本国内に所在する又は所在する国に当該活動の認定を提供する IAF/ILAC/APAC 国際相互承認署名認定機関（以下、「相互承認署名機関」という）がない。なお、本協会への申請後にこの条件に該当しなくなった場合、CAB は、本協会と合意した期限内に、所在する国の相互承認署名機関に認定を移転しなければならない。
- c) 認定スキーム及び認定サブスキームごとに定められた初回審査の受入れが可能である。
- d) 本協会の定める料金を支払うことが可能である。
- e) 暴力団、暴力団関係企業その他の反社会的勢力でなく、かつ、その要員が暴力団員（暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員ではない。
- f) 反社会的勢力及び／又は暴力団員（暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員がその法人の経営を支配又はその法人の経営に実質的に関与していない。
- g) 適合性評価活動の認定を行う認定機関ではない。

## 3.2 認定周期

初回認定授与後の有効期限は、4年後の、初回認定授与の決定日と同じ月日を含む月の末日までとする。再審査後に認定周期の更新が決定された場合の次の認定周期は、前の認定の有効期限の翌日から始まり、前の認定の有効期限の4年後の同月末日までとする。

## 4. 一般

### 4.2 認定の申請

4.2.1 認定の申請の条件は、JAB200 4.2.1のほか、次のとおりである。

- a) ISO 14065に関する機関のマネジメントシステムの全体の構築を終えていること。
- b) 内部監査及びマネジメントレビューを含む文書化された機関のマネジメントシステムの全体を1回以上運用した実績がある又は事務所審査の開始までにこの条件を満たすこと。

## 6. 審査実施における共通事項

6.6 妥当性確認・検証活動への立会の実施方法

6.6.1 妥当性確認・検証活動の全過程及びそれに関連する活動には、現地審査後のテクニカルレビュー、妥当性確認・検証報告書発行までを含む。 なお本協会は、初回審査において事業所審査及び現地審査立会を事務所審査以前に実施しない。

6.6.2 認定審査プログラム（認定周期）における現地審査立会は、認定範囲に含まれるすべてのカテゴリに立会う。 現地審査立会に係る対象の妥当性確認・検証分野及び件数は付表2による。

- a) 本協会は、現地審査立会を行うに当たって、立会い対象とする現地審査、及び観察する妥当性確認又は検証チーム／妥当性確認又は検証を行う者を決定する。
- b) 本協会は、機関の妥当性確認又は検証チームの現地審査活動を評価するために必要と判断した人数の認定審査員によって、現地審査立会を実施する。

6.6.3 公平性監視メカニズムを運用する会議体での審議への立会い及び／又は当該要員への面談を行うことがある。

## 6.16 妥当性確認・検証活動への審査の実施方法

6.16.1 初回審査及び拡大審査においては、以下を適用する。

a) 申請するすべてのカテゴリ及びサブカテゴリにおける機関の能力を事務所審査及び／又は実地審査立会で評価する。

b) ISO 14064-1 に対して申請する場合には、ISO 14064-1:2018 5.2.4 項 a) ～f)を算定範囲に含む妥当性確認・検証活動について実地審査立会で評価する。

ISO 14064-1 又は ISO 14064-2 すべてのカテゴリ及びサブカテゴリの認定取得を申請 する場合には、事務所審査において、すべてのカテゴリ及びサブカテゴリに対する能力を評価する。実地審査立会は、申請カテゴリをクラスタに分類し、該当するクラスタに含まれるカテゴリの立会いを 1 件以上評価する。

6.16.2 認定審査プログラム（認定周期）においては、周期内に認定範囲に含まれるすべての カテゴリ及びサブカテゴリにおける機関の能力を事務所審査及び／又は実地審査立 会で評価する。なお、2 年毎に認定範囲に含まれるすべてのクラスタにおける機関の 能力を事務所審査及び／又は実地審査立会で評価する

6.16.3 ISO 14064-1 においては、周期内において、ISO 14064-1:2018 5.2.4 項 a) ～f) を 算定範囲に含む妥当性確認・検証活動を、認定範囲に含まれるすべてのクラスタに対 し、1 件以上実地審査立会で評価する。

附則 第17 版は、発行日以降に立案する認定審査に適用する。  
ただし、認定周期中の各要件変更については、次のとおりとする。

(1) 6.16.2 項（付表 2 4.）

発行から2 年以内までに実地審査立会(現地審査まで)を実施完了していること又は有効期限までに要件を充足していること。

(2) 6.16.3 項

発行から2 年以内に該当する実地審査立会(現地審査まで)を実施完了していること

|      |  |
|------|--|
| 申請書類 | <b>■ 認定申請書</b><br><a href="#">初回認定申請書 (温室効果ガス妥当性確認・<br/>検証機関) [JAB RFG01 REV.4]</a> (WORD<br>62 KB)                    |
| 契約書  | <a href="#">認定契約書 [JAB RF30 REV.12]</a> (WORD<br>47KB)<br><a href="#">認定契約書 記入要領 [JAB RF30<br/>REV.12]</a> (PDF 335KB) |
| 変更届  | <a href="#">変更届</a>  |
| 料金表  | <a href="#">料金表</a>  |

認定申請に際し、申請機関に関する情報、申請認定範囲に関する事項、妥当性確認・検証に係る活動の外部委託先に関する情報、本協会以外の認定機関からの認定授与に関する情報、提出文書リスト、要員リスト、妥当性確認・検証の声明書を発行する国又は経済圏の情報、妥当性確認・検証活動を行う事業所に関する情報を提出いただきます。

認定申請書はオンラインからダウンロードが可能です。

[https://www.jab.or.jp/service/greenhouse\\_gas/#summary](https://www.jab.or.jp/service/greenhouse_gas/#summary)

# 申請認定範囲に関する事項（申請する認定範囲の□すべてにチェック）



| 認定サブスキーム及び認定分野<br>*JAB GR200付表1-1及び1-2参照 | カテゴリ<br>*JAB GR200付表1-2参照 |                          |
|--|---------------------------|--------------------------|
| ISO14064-1 組織 妥当性確認・検証                   | 1. 発電及び熱供給                | <input type="checkbox"/> |
|  | 2. 石油・ガス生産、供給、精製          | <input type="checkbox"/> |
|  | 3. 鉄鋼                     | <input type="checkbox"/> |
|  | 4. 非鉄・金属                  | <input type="checkbox"/> |
|  | 5. セメント*1                 | <input type="checkbox"/> |
|  | 6. 化学                     | <input type="checkbox"/> |
|  | 7. パルプ・紙・印刷               | <input type="checkbox"/> |
|  | 8. 電機・電子・産業機械             | <input type="checkbox"/> |
|  | 9. その他 製造業*2              | <input type="checkbox"/> |
|  | 10. 廃棄物*3                 | <input type="checkbox"/> |
|  | 11. 一般及びサービス業*4           | <input type="checkbox"/> |
|  | 12. 運輸                    | <input type="checkbox"/> |

\*1：「セメント」には窯業を含む。

\*2：「その他 製造業」には食品、飲料、タバコ、輸送機器、木材、木材製品、繊維、皮革及びプラスチック等を含む。

\*3：「廃棄物」には地方自治体及び組織内の埋立て及び下水道を含む。

\*4：「一般及びサービス業」には、地方自治体、学校法人（大学）、ビル、病院、ホテル、情報通信、農業及び林業等を含む。

|    | No | 内容   |
|----|----|--|
| *1 | 1  | 認定契約書(JAB RF30)<br>*認定契約書は記名押印済の原本を2部提出  |
|    | 2  | 申請機関の法人概要を示す文書<br>*定款(又は寄附行為)<br>*現在/履歴事項全部証明書(3か月以内に作成されたものに限る)   |
|    | 3  | マネジメントシステムマニュアル  |
|    | 4  | 権限、責任及び職務分担の系統並びに審査と妥当性確認・検証の責任者の関係を示す現在の組織図(要員の構成を含む)   |
|    | 5  | 妥当性確認を行う者・検証を行う者のリスト(内外部の区別も記入)<br>*申請する認定サブスキーム及び認定分野の力量をもつ妥当性確認を行う者及び検証を行う者の数及びリスト   |
|    | 6  | 直近の事業収支計画、決算書及び事業報告書(財政的基盤を示す他の文書可)  |
|    | 7  | マネジメントシステム全体を1回以上運用した実績記録(内部監査報告書及びマネジメントレビュー-実施を示す文書)又は事務所審査の開始までにこの条件を満たすことを示す文書   |
|    | 8  | 機関における役員名簿及び関連グループ組織の役員名簿  |
|    | 9  | 機関又は関連グループ組織における過去及び現在のGHGコンサルティングサービス提供に関する事実を示す文書  |
| *2 | 10 | 最新のマネジメントシステム文書体系リスト   |
|    | 11 | マネジメントシステムマニュアルに関連するマネジメントシステム文書の最新版一式   |
|    | 12 | ISO 14065及び該当する認定の基準の章、節、番号(例3.1.1.2 a))と対応する最新版のマネジメントシステムマニュアルの章、節、番号/関連文書の章、節、番号との対照表<br>*当該対照表については、マネジメントシステムマニュアルの最新版に対して作成。添付資料1を使用してもよい。 |
|    | 13 | 機関の能力及び要員の力量の分析実施手順及び分析結果<br>*申請する認定サブスキーム及び認定分野について妥当性確認・検証機関としての能力、及び要員の力量を分析したことを示す文書・記録。教育・研修プログラム及び評価の基準を含む力量管理を含む。                         |
|    | 14 | 公平性を確保するための文書並びに部署、部門及び委員会の構成員リスト  |
|    | 15 | 妥当性確認・検証に関する決定を行う者又は委員会の名簿   |
|    | 16 | 妥当性確認・検証活動を外部委託する場合、機密保持等を含む協定文書/組織同意文書  |
|    | 17 | 認定機関の現地審査立会を組織が受入れなければならないことを求めた文書(妥当性確認・検証に関する契約書及び組織又はプロジェクト実施者との取決め等)   |
|    | 18 | データサンプリングの方法論、保証水準に対する評価基準、重要性に対する評価基準及び不確かさの評価に関する文書  |

**質問：コンサルティングと検証を両立できますか**

**回答：利害抵触の回避、健全な公平性管理が求められます。**

妥当性確認機関・検証機関は、同じ依頼者からの同じ主張に対して、コンサルティングと妥当性確認・検証との両方を申し出たり、又は提供したりしてはならない。（JIS Q 17029 5.3.9 項）

コンサルティングを提供する機関と妥当性確認機関・検証機関との関係が、妥当性確認機関・検証機関の公平性に対して受け入れられない脅威となる場合、妥当性確認機関・検証機関は、依頼者又は妥当性確認機関・検証機関が、同一の主張に関するコンサルティングを受けた依頼者に妥当性確認・検証活動を提供してはならない。これには、妥当性確認機関・検証機関が事前に関わった潜在的な依頼者を含む。（JIS Q 17029 5.3.10 項）

## 妥当性確認・検証機関が、同一組織内でコンサルティング業務と妥当性確認・検証業務で要員を共有する事例 ISO CASCO Clarification Request ISO/IEC 17029 5.3.9項の解釈について

IAF TC 質問：妥当性確認・検証機関の要員を、算定報告書作成に関するコンサルタント業務を遂行する目的で採用し、妥当性確認・検証機関は別の要員を採用してその算定報告書を妥当性確認・検証する場合、この種の取決めが ISO/IEC 17029 で認められるのか。妥当性確認・検証機関は、妥当性確認・検証の要員が別部門としてコンサルティングを提供した算定報告書について、妥当性確認・検証を提供することができるのか」

注：当該妥当性確認・検証機関は、利害抵触と公平性に対するリスクを評価し、コンサルティングを提供する要員を使用しないことによって、公平性に対するリスクを軽減できると考えている。

ISO CASCO 回答: できません。“妥当性確認・検証機関”という用語は、ISO/IEC 17029 で規定される要求事項が適用される法人又は法人の定義された部分（ISO/IEC 17029:2019, 5.1項 参照）に適用される。

質問で言及された妥当性確認／検証機関の部門が、（コンサルティング業務部門を含む）この法人の一部である場合、この部門の依頼者は、法人である“妥当性確認・検証機関”の依頼者とみなされ、同じ依頼者からの同じクレームに対するコンサルティング及び妥当性確認／検証を行わないことを含め、検証機関に対する要求事項がこの部門に適用される。

質問：どのような立会先を探す必要がありますか？

回答：ISO 14064-1:2018 5.2.4 項 a) ~f)を算定範囲に含む妥当性確認・検証活動について実地審査立会を行うことが必要です。

質問：認定取得にかかる費用を教えてください。

回答：申請を希望される認定分野を含めてお問合せください。初回認定、4年間の認定周期にかかる認定費用の概算をお伝えすることはできます。

質問：認定はどのように提供されますか？

回答：ISO14065には、ISO/IEC 17029が引用規格として記載されており、認定審査では、合わせて審査を行います。認定証には、JIS Q17029（ISO/IEC 17029）と JIS Q 14065（ISO 14065）をいずれも明示いたします。

- 現在、温室効果ガス（GHG）妥当性確認・検証機関の認定に関するお問い合わせ及び認定審査のご申請が大変多くなっております。
- そのため、お問い合わせへの対応、お見積りのご案内、初回認定及び認定範囲拡大の申請手続き、ならびに認定審査の開始までに、通常よりお時間を要しております。
- 場合によっては、申請受理から審査開始まで半年以上お待ちいただく場合もございます。本協会としましても、多数のご申請に対応すべく事務局体制の整備を進めておりますが、何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。
- なお、申請内容や条件について十分にご理解いただけない場合、申請受理や認定審査開始にさらに時間がかかる場合もございます。内部監査などを活用し、予め自己評価を実施の上、認定申請をいただくことをお勧めいたします。

詳細は、以下のウェブサイトご参照ください。

- [温室効果ガス（GHG）妥当性確認・検証機関の認定に関する本協会の対応について | 公益財団法人 日本適合性認定協会\(JAB\)](#)



認定申請のお問合せはこちらまで  
<https://www.jab.or.jp/inquiry/>

# 認定機関における不祥事への対応

認定機関が認定した適合性評価機関による不適切な行為に対して行う処置

# JAB203 : 2024 不正行為への対処に関する手順

JAB200 に従って認定サービスを提供するにあたり、IAF MD7に適合するため、適合性評価機関 による不正行為及び／又は CAB の顧客による不正行為が検出された場合に、CAB が実施しなければならないプロセスを明確にしています。加えて、JIS Q 17011 で要求されている認定の一時停止、取消し、又は認定範囲の縮小に関する手順及び特定の状況下で認定取消しのプロセスの開始に係り、認定の申請者又は認定された CAB による不正行為によって制裁措置を適用しなければならない状況において、本協会が実施するプロセスを明確にするための手順を定めています。

また、ISO/IEC 17029においても、妥当性確認・検証機関は、重要な不実表示に対するリスク評価をおこなうことが、要求事項として求められています。

- [https://www.jab.or.jp/cms/uploads/JAB2032024V1\\_1c71345080.pdf](https://www.jab.or.jp/cms/uploads/JAB2032024V1_1c71345080.pdf)

## 4. 用語の定義

**不正行為** : 認定又は認証の規則の意図的な違反につながる、関連する利害関係者への意図的な不実表示、情報の隠蔽、虚偽の情報の提供

## 5.2 本協会の役割

- ・ 本協会は、CAB からその認定制度の下で行われた CAB 又は顧客による不正行為の事例の申立てを受ける。
- ・ 申立てを調査し、必要な場合には、CAB の認定の一時停止又は取消し等の処置を 適時に行う。
- ・ CAB による処置の実施を検証する。
- ・ CAB の顧客の行動が、その顧客のもつ認証と相反する場合、CAB を通じて不正 行為に関与している CAB の顧客への対処に関与していく。

注：本協会は、顧客の行為に関心をもつが、顧客に与えられた認証を削除又は制限するための直接的な行動を起こす能力は限られる。

## 5.3 CAB の役割

- ・ CAB (又は CAB の代理として活動する人々) 及び CAB の顧客による不正行為の事例を本協会に通知する。
- ・ CAB 又は CAB の顧客による不正行為についての信頼できる申立てを調査するために本協会に協力する。
- ・ CAB は、次の事項を含む、顧客による不正行為を管理するプロセスをもつ。
  - a) 顧客から適時に不正行為の事例の申立てを受ける。
  - b) 顧客による処置の実施を検証する。
  - c) 顧客からの不正行為の事例申立ての報告、CAB が実施した処置、及び顧客による処置の実施を検証した結果をそれぞれ適時に本協会に報告する。
  - d) 顧客からの申立てを調査し、認証の判定に重大な影響を与えるような不正行為があったと判断された場合は、当該認証の一時停止又は取消し等の処置を適時に行う (参考: JIS Q 17021-1 9.6.5)。認証を取り消した場合、当該情報を、認証取消後 1 年間又は当該顧客 (個人の場合は除く) が新たに認証されたことが確認されるまでの間のいずれか短い期間公表する。**
  - e) 不正行為によって認証を取り消された顧客に対しては、その後認証取消し事由を解消し再発防止が十分行われるまで、認証を取り消した CAB のみならず、他の CAB も認証申請を受理しない。申請を受理しない期間は、通常 1 年間程度必要と想定される。ただし、実際にどの程度の期間が必要かは個別事例ごとに異なりうるため、具体的な期間設定は、申請を受理する CAB の判断による。なお、不正行為によって認証を取り消された組織又は個人の申請を受理した場合、その情報を本協会に連絡する。**

## 6. 不正行為への処置

本協会が CAB への制裁措置を適用するに至る事例を次に示すが、この限りではない。

- a) CAB による不正行為を確認した場合
- b) CAB の顧客による不正行為に対し、正当な理由なく、5.3 及び 6.4.3 に基づき、CAB が適切に対応しない場合

### 6.1 制裁措置の手段

本協会が CAB に適用する制裁措置を次に示すが、この限りではない。

- サーベイランスの強化、及び臨時に実施する審査及び調査
- 認定範囲の縮小 (認定分野の縮小を含む)
- 認定の一時停止
- 認定の取消し
- 初回認定又は認定範囲の拡大のためのプロセスの一時停止又は終了
- 認定範囲の縮小、一時停止、取消し、不実表示についての公表
- 関連する法規制に従った処置

### 6.2 通知

6.2.1 公表 本協会は、認定の一時停止又は取消しを CAB に適用した際は、本協会のウェブサイトにて公表を行う。

## JAB 200 9.3 臨時に実施する審査及び調査

9.3.1 本協会は、**苦情若しくは変更又は認定要求事項を満たすためのCAB の能力に影響を及ぼし得るその他の事項を理由として、臨時に審査及び調査を行うことがある。**

9.3.2 本協会は、次のような理由がある場合及び／又は緊急の場合には、短期予告審査を行う。

- a) 重大な組織変更
- b) 適合性評価活動の増加
- c) 複数の不適合及び／又は苦情**
- d) 利害抵触の事実又は可能性のある関係**
- e) スキームオーナー要求
- f) その他必要性があると判断される状況

9.3.3 本協会は、スキームオーナー要求による場合又はCAB が提供する適合性評価の結果に重大な懸念が生じる場合、予告なく審査を行うことがある。

9.3.4 臨時に審査を実施した場合の認定維持の決定プロセスは9.2.3 及び9.2.4 による。

## 16. 認定の一時停止及び取消し

### 16.1 認定の一時停止

**16.1.1 本協会は、認定したCAB の認定の全部又は一部が、次のいずれかの事項に該当した場合、認定の意思決定者において認定の全部又は一部について一時停止の決定を行う。**ただし、e)からj)については、本協会事務局の要員が一時停止の決定を行うことがある。なお、CAB から書面によって依頼された場合においても、関連する審査・調査の状況などから、CAB の依頼による一時停止ではなく（voluntary）、本協会による一時停止（imposed）として決定することがある。

a) **認定要求事項を満たさない場合**

b) **不適合が定められた期間内に解決できなかった場合**

c) 認定要求事項を用いて適合性評価サービスを提供している場合

d) **CAB の提供する適合性評価の信頼性を損なう事実があった場合**

e) 期限内に支払いがない場合

f) 本協会との契約の不履行があった場合

g) 計画された定期的な審査を定められた時期に受審しない場合

h) 本協会が必要と認めた審査を受審しない又は調査に対応しない場合

i) 不適切な認定の地位の主張又は認定シンボルの使用があった場合

j) CAB から書面によって依頼された場合（自主的な一時停止）

**16.1.4 本協会は、認定したCAB が、認定範囲の全部又は一部について一時停止となった場合には、CAB に対して通知するとともに、その事実を公表する。**また、該当する場合、本協会は、契約に基づく違反の公表、及び必要に応じて他の法的手段をとる場合がある。

16.1.5 CAB は、一時停止中であること及びそれによって生じる結果を、不当な遅滞なく、利害関係者に通知しなければならない。

## 16. 認定の一時停止及び取消し

スキームオーナーが妥当性確認・検証機関ではない妥当性確認・検証スキームにおいて、当該スキームオーナーが妥当性確認・検証機関を承認する制度を持っている場合、**認定された機関がスキームオーナーによって当該承認の一時停止、取消し又は承認範囲の縮小が決定された場合、本協会は、その決定に応じて認定の一時停止、取消し又は認定範囲の縮小の検討を開始する。**

16.1.8 機関は、**認定の一時停止に伴い、現に発行している認定された妥当性確認・検証意見書、報告書及び機関の顧客に対して不当な遅滞なく正確な情報を提供し、あわせて必要な対応を行い、市場への影響を最小限にするとともに、この対応の計画及び結果を本協会に文書で報告しなければならない。**

16.2.7 機関が、**JAB200 16.1.1 c) に基づき認定の一時停止となった場合、JAB200 16.2.1 d) 又は e) に基づき認定の取消し又は認定範囲の縮小となった場合、本協会は、IAF事務局に対して機関の名称、認定の一時停止、取消し又は認定範囲の縮小の事実とその理由、及び決定日を通知する。**通知された内容は、IAF事務局によって全てのIAFメンバーに通知される。